

延滞金等の利率の改正について

町税を滞納すると、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来納めるべき税額のほかに督促手数料及び延滞金を併せて納めていただくこととなります。

平成25年度地方税法の改正に伴い、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等が下記のとおり見直されます。

	現行		改正後		
	本則	特例 ^{※1}	本則	特例 ^{※1}	※3
延滞金	14.6%	-	14.6%	特例基準割合 ^{※2} + 7.3%	9.3%
納期限後1か月以内等	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合 ^{※2} + 1.0%	3.0%
還付加算金	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合 ^{※2}	2.0%

- ※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされています。現行の特例は「基準割引率+4.0%」です。
- ※2 財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に1.0%を加算した割合です。直近では、貸出約定平均金利の年平均（H23.10～H24.9）が1.0%のため、特例基準割合は2.0%です。
- ※3 特例基準割合を2.0%とした場合の延滞金等の利率です。特例基準割合は、毎年告示されますので変更となる場合があります。

【問合せ先】 税務課 ☎240-7114

障害者控除対象者認定書の発行について

平成25年分申告用 所得税や住民税の障害者控除

介護保険制度による要介護の認定をうけている方、または要介護認定を受けている方と同程度の障害状態にある方に対し、町が基準に基づく対象者と認められた場合、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

対象は、次の条件に該当する方です。

《条件》

介護保険制度の「要介護1～5」の認定を受けている方、または要介護認定を受けている方と同程度の障害状態にある方であり、次のいずれかの条件に該当する方。

条件1 平成25年中の収入が、所得税や住民税の課税が見込まれる65歳以上の方。

条件2 平成25年中の収入が、所得税や住民税の課税が見込まれる親族に扶養されている65歳以上の方。

※要介護認定を受けている方と同程度の障害状態を理由に申請する方については、面接調査を受けていただく必要があります。

《申請について》

①申請者 控除対象者（本人）または親族

②受付期間 平成26年1月31日まで

（面接調査が必要な方は、平成25年12月25日まで）

③窓 口 社会福祉課（1階3番窓口）

④持参するもの 控除対象者の印鑑（親族申請は、親族者印も必要）

⑤手数料 無料

⑥交付 後日郵送（平成26年1月以降送付予定）

【問合せ先】

社会福祉課 ☎（240）7112

平成26年度 小学校入学児童に対する入学祝品の贈呈について

社団法人茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんに入学祝品（学用品）を差し上げます。

該当児童のいらっしゃるひとり親家庭で、入学祝品を希望される保護者の方は、茨城町こども課へお子さんの氏名、性別、生年月日、保護者名、住所、連絡先を申し出てください。

◆申込期限

平成26年1月6日（月）～1月17日（金）
午前8時30分～午後5時15分（昼休みを除く）

◆申込先

こども課（2階16番窓口）
☎029（240）7144

【問合せ先】

茨城県母子寡婦福祉連合会
☎029（221）7505

医療費が年々増加しています。
医療費抑制にご協力ください

ご存じですか？ ジェネリック医薬品！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ポイント1

◆先発医薬品より安価で、経済的です。

患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。

ポイント2

◆効き目や安全性は、先発医薬品と同じです。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同じレベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。

※「ジェネリック医薬品希望カード」を提示しましょう。「ジェネリック医薬品希望カード」は、保険課の窓口にあります。

【問合せ先】 保険課 ☎240-7113

年末年始に増える悪質商法に注意しよう！

年々、振り込め詐欺などの被害が急増していますが、年末年始は年代を問わず、更に被害が増加する傾向にあります。

◇高齢者の場合◇

☆役所や社会保険事務所などの公的機関を名乗り、医療費などの還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」。

☆息子などを名乗り「携帯電話の番号が変わった」「会社の金を使い込んでしまった」などと言い、ATMへ誘導してお金を振り込ませたり、「自宅に知人が取りに行く」「〇〇駅に友人が行くからお金を用意してほしい」と言ってお金をだまし取る「おれおれ詐欺」。

☆突然電話があり、「カニは好きですか」と聞かれ「好きですが」と答えただけで、送り付けるケースや「以前、注文を受けた健康食品を送る」などと身に覚えのない物を一方的に送り付け、断ると脅されたりする「送り付け商法」。

※おれおれ詐欺の被害は、茨城町でも発生しています。また、県内でも被害が増加していますので少しでも不審に思ったらすぐに町消費生活センターへご相談ください。

◇未成年・若者の場合◇

★携帯電話やスマートフォン、スマートフォンのインターネットの動画サイトを検索しているうちにアダルトサイトの画面が出て、年齢などをクリックしていると登録となり、3日以内に数万円を支払えという請求画面が出た。

★スマートフォンで無料だと思い、アプリをダウンロードしたら高額な料金の請求画面が表示され、直後に業者から電話やメールで料金を請求された。

★インターネットで商品を購入したが、注文した物と違うし、粗悪な偽物であった。また、代金を指定口座に振り込んだが商品が届かない。連絡がメールでしかできず、連絡がとれない。

【問合せ先】

茨城町消費生活センター

☎（291）1690（直通）
※12月28日（土）～1月5日（日）はお休みになります